



長野県報

4月23日(月)
平成30年
(2018年)
第2968号

目次

告示

地方自治法施行令に基づく収納の事務の委託（税務課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	1

公告

土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	1
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	2
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（水道事業課）	2
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施（2件）（生活安全企画課）	2

告示

長野県告示第345号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託しました。

平成30年4月23日

長野県知事 阿部 守一

1 委託を受けた者の所在地及び名称

東京都中央区京橋二丁目2番1

株式会社さとふる

2 委託した事務の内容

さとふるサイトを利用して納付する「ふるさと信州寄付金」の収納事務

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

税務課

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

公告

長野県告示第346号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年4月23日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草7033の5、7035の1、7035の2、7036、7037の1から7037の3まで、7041の5、7042の1、7042の2、7045の4、7045の5、7193の4、7193の6、7566の1、7566の5、7628の47から7628の53まで、7628の77

2 指定の目的

公告

長野県下堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年4月23日

長野県長野地域振興局長 吉澤 猛

理事

新任

氏名 住所

小林 賢一 長野市川中島町今井1800番地1

小林 英一 長野市川中島町御厨1181番地

峯村 景文 長野市川中島町御厨1795番地2

橋田 武雄 長野市川中島町御厨2273番地

村松 淳二 長野市稻里町田牧1031番地

花石初人 長野市稻里町田牧116番地1
 鈴木正四 長野市篠ノ井西寺尾2442番地3
 久保詔幸 長野市篠ノ井小森172番地
 荒川敏夫 長野市篠ノ井東福寺654番地1
 宮川通 長野市篠ノ井東福寺1814番地
 水澤泉 長野市篠ノ井東福寺2304番地1

重任

氏名 住所
 村松寿男 長野市川中島町上水鉋272番地
 山本尚道 長野市川中島町四ッ屋1574番地
 酒井輝雄 長野市篠ノ井杵淵770番地

退任

氏名 住所
 石黒直 長野市川中島町今井1842番地
 小林澄男 長野市川中島町御厨125番地1
 町田信吾 長野市川中島町御厨1795番地3
 寺島司 長野市川中島町御厨1600番地
 塚田孝一 長野市稻里町田牧957番地
 窪田信行 長野市稻里町田牧966番地2
 宮沢邦夫 長野市篠ノ井西寺尾2354番地
 松橋俊彦 長野市篠ノ井小森658番地
 小林昭男 長野市篠ノ井東福寺478番地4
 松木幹治 長野市篠ノ井東福寺1657番地
 近藤寛 長野市篠ノ井東福寺1421番地

監事

新任

氏名 住所
 村松久仁彦 長野市川中島町上水鉋522番地
 塚田孝一 長野市稻里町田牧957番地
 小林徹 長野市篠ノ井東福寺466番地1

退任

氏名 住所
 丸田秀幸 長野市川中島町上水鉋1439番地
 和田雅頼 長野市川中島町御厨1184番地
 小山義夫 長野市篠ノ井西寺尾2441番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年4月23日

長野県諏訪建設事務所長 丸山義廣

1 許可番号

平成30年3月9日 長野県諏訪建設事務所指令29諏建第208-7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

諏訪市上川一丁目1657-1、1664-1、1664-3、1670-1、1671-1、1672-1、1672-2、1675-1、1675-2、1676-1、1676-3、1676-4、1677-2、1678-3、1679-4、1679-5

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区信濃町32

創価学会 代表役員 長谷川重夫

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年4月23日

長野県松本建設事務所長 藤池弘

1 許可番号

平成29年11月8日 長野県松本建設事務所指令29松建第204-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市豊科高家151-1の内、152-1、152-2、152-3、152-5、152-6、154-1、154-2、154-3、154-13、154-14、155-1（第一工区）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市豊科6000

安曇野市長 宮澤宗弘

都市・まちづくり課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成30年4月23日

長野県公営企業管理者 小林透

名 称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社アクアラ イン	広島県広島市中区上八丁堀8番 8号 第1ウェノヤビル6F	平成30年 4月17日

水道事業課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり行います。

平成30年4月23日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

(1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明

- 書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
平成30年7月4日（水）から平成30年7月12日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。また、使用施設の休館日、7月9日（月）を除く。）の6日間	午前9時30分から午後5時まで

（注） 講習の受付時間は、平成30年7月4日（水）午前9時5分から午前9時20分までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TO i GO WEST
3階

長野市生涯学習センター

4 受講定員

20名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(1) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(イ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

平成30年5月17日（木）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を

貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを説明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

オ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し

及び警備業務従事証明書

カ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する

場合にあっては、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

平成30年6月4日（月）から平成30年6月8日（金）まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(4) 講習手数料

講習手数料（3万8,000円）は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり行います。

平成30年4月23日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員

- 指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの
- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
 - (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
平成30年7月10日（火）から平成30年7月12日（木）までの3日間	午前9時30分から午後5時まで（平成30年7月10日（火）は、午後1時10分から午後5時まで）

（注） 講習の受付時間は、平成30年7月10日（金）午後0時40分から午後1時までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TO i GO WEST
3階

長野市生涯学習センター

4 受講定員

20名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

平成30年5月18日（金）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

イ 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを説明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

ウ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

エ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

オ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

カ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

キ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

平成30年6月4日（月）から平成30年6月8日（金）まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(4) 講習手数料

講習手数料（1万4,000円）は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話026-233-0110内線3032）に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課